福島原発事故

岡山も国責任認めず

地裁判決 東電に3095万円賠償命令

東京電力福島第1原発事故の被災者が国、東電に計161億5680万円の損害賠償を求めた3件の集団訴訟の判決で、岡山地裁と福島地裁は14日、東電に計約15億9千万円の支払いを命じた。先行訴訟の最高裁判決（昨年6月）と同様、国の賠償責任は認めなかった。

判決が出たのは、福島県から岡山県への避難者による岡山地裁の1件と、大部分が原発20キロ圏内の福島県南相馬市小高区、30キロ圏外の同市鹿島区の住民らが起こした福島地裁の2件。

岡山地裁（奥野寿則裁判長）で42世帯105人が慰謝料などの賠償を求めていた計約11億円余りのうち、認められたのは40世帯99人で計3095万円。6人の訴えは退けられた。原告側は控訴する方針を明らかにした。

判決理由で奥野裁判長は、東日本大震災に伴う津波について、2002年に政府機関が公表した地震予測をはるかに上回る規模だったと指摘。その上で、国が事故前に東電に対して、予測を前提とした防潮堤の設置などの対策を義務付けたとしても「大量の海水の浸入を防ぐことができなかった可能性が高い」と判断、国の責任を否定した。東電に対しては「原子力損害賠償法に基づく賠償責任を負う」とした。

1人当たりの慰謝料額は、「緊急時避難準備区域」「屋内退避区域」など当時の居住地域に応じて4段階に分けて算定。東電から既に支払われた慰謝料を除き、12万～83万円とした。

会津地方に住んでいた原告は「平穏生活権が侵害されていない」として請求を退けた。

福島地裁の2件についても、小川理佳裁判長は、国が対策を講じたとしても事故が起きた可能性が相当あったとして、国の責任を認めなかった。

判決を受け、原子力規制庁は「原発事故を踏まえて策定された新規制基準への適合性審査を厳格に進めることで適切な規制を行う」、東電は「原発事故で広く社会にご迷惑とご心配をおかけしていることに改めて心からおわび申し上げる。今後、判決内容を精査して対応を検討する」とコメントした。

原告団によると、同種訴訟は全国で約30件ある。最高裁は昨年6月、福島、群馬県などで起こされた4訴訟に対する統一判断として、国の賠償責任を認めない判決を出していた。その後初の司法判断となった今月10日の仙台高裁判決も国の賠償責任を認めなかった。

岡山地裁前で「不当判決」と書かれた紙を掲げる原告側弁護団＝14日午後3時12分

岡山地裁の判決骨子

- 東京電力福島第1原発事故による岡山県への避難者に対する国の賠償責任はない
- 東日本大震災の地震や津波は、政府機関が公表した予測よりもはるかに規模が大きかった
- 国が地震予測に基づき東電に適切な措置を義務付けても、津波の浸入を防げず事故が発生していた可能性が高い

率直に残念 拍子抜けだ

原告ら憤り

岡山市で開いた判決後の会見で、「残念だ」と語る原告団共同代表の土屋さん（左から2人目）ら＝14日午後4時40分（中西弘之撮影）

東京電力福島第1原発事故を巡る訴訟の岡山地裁判決は、昨年6月の最高裁判決と同様、国の賠償責任を認めなかった。「最高裁の判断をなぞっただけ」「率直に残念」。判決後、岡山市で記者会見した原告や弁護団からはやり場のない憤りや怒りの声が上がった。

「最高裁の考えをそのまま持ってきたようだ。拍子抜けした」。原告団と臨んだ会見の冒頭、弁護団長の石田正也弁護士（岡山弁護士会）は、強い口調で地裁の判断を非難した。

2014年3月に提訴された訴訟は昨年3月に結審予定だった。石田弁護士は、同種の集団訴訟に対して最高裁が示す統一判断を待つとして、結審を半年間延期した地裁の訴訟指揮を挙げ「われわれの主張に何も答えていない。この半年、何を考えていたのか」と首をひねった。

原告団共同代表の土屋暢樹さん（57）＝高梁市＝は提訴から9年間、裁判を傍聴し続けただけに「率直に言って残念だ」と言葉少な。芦川雄一郎さん（47）＝岡山市＝も、請求の40分の1以下となった賠償額に「原発のリスクの大きさを示す意味で提示した請求額。そう考えると低い」と唇をかんだ。

原告以外の関係者からも批判が相次いだ。判決を傍聴した避難者支援団体「ほっと岡山」代表理事の服部育代さん（51）は「事故のせいで苦しみ続けている避難者の実相に寄り添っていない」。川崎医療福祉大の田並尚恵准教授（災害社会学）は「賠償額がかなり少なく、損害が十分考慮されていない。国の責任についてももっと踏み込んでもよかった」と強調した。

弁護団は近く控訴する方針で、石田弁護士は「高裁ではわれわれの主張に関する記録をしっかり読んで判断してほしい。そうすれば判決が覆ると信じている」と力を込めた。